

ご案内

模型飛行士登録



TRY TO SAFETY-FLIGHT!

日本模型航空連盟 模型飛行士登録規定

制定:昭和51年3月1日
改定:平成27年1月1日

模型飛行士登録の目的

日本模型航空連盟は、国際航空連盟（Fédération Aéronautique Internationale：F.A.Iと略す）規約に定められた航空スポーツの理念に基づき、模型航空機及び模型宇宙機の飛行を行うものを登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、わが国模型航空の健全な発展を期することを目的とする。

模型飛行士登録規定

この規定に定める模型航空機及び模型宇宙機とは、F.A.Iスポーツ規定セクションIV ABR 巻4C、模型航空機一般規定に準拠し、日本模型航空連盟会長の定める範囲をいう。

I：飛行目的

航空スポーツ・レクリエーションの飛行に限られ、下記の目的には適用されない。
貨物輸送・農業散布等の営業を目的とした飛行、軍事利用を目的とした飛行、企業・教育機関などの研究開発を目的とした飛行等。

II：模型飛行士登録適用一般機体仕様限界

- a. 最大重量（飛行時燃料を含まず）…………… 15kg
 - b. 最大総翼面積（主翼・水平尾翼合計面積）…………… 250dm²
 - c. 最大回転翼面積（最大ローター排気面積）…………… 250dm²
 - d. 最大翼面荷重…………… 200g/dm²
 - e. 最大ピストンエンジン合計排気量…………… 125cc
 - f. 最大タービンエンジン合計推力…………… 15kg
 - g. 最大無負荷動力電圧…………… 51V
 - h. 最大パルスジェットエンジン排気口径…………… 40mm
- （但しパルスジェットエンジンの使用はコントロールラインのみ可能）

III：国内模型宇宙機規定

日本モデルロケット協会制定の下記の範囲の模型宇宙機を模型飛行士登録適合機とする

- a. 機体重量…………… 500g以下（S7競技機のみ750g以下）
- b. 火薬量…………… 125g以下（コンポジット燃料）

IV：フリーフライト国内級競技適合機

日本模型航空連盟フリーフライト委員会フリーフライト国内級競技機規定の定める機体を模型飛行士登録適合機とする。

V：無人航空機非適用規定

F.A.Iの国際競技規定が存在しないマルチローターヘリコプター、自立飛行式フライング・ロボット、トイプレーン等もその機種にかかわらず模型飛行士登録制度の保険適用対象外とする。

安全飛行のための付則

I：回転翼に関する安全規定

- a. 全金属製のプロペラの使用は認められない。
- b. 全金属製回転翼の使用は認められない。
- c. 修理品の回転翼およびプロペラの使用は認められない。

II：ハイスター等々の安全規定

- a. パチンコ式及びバンジースタート等、曳航索のないゴム等のみの発航は認められない。
- b. 全金属製曳航索の使用は認められない。

III：タービンジェットエンジン機、ガソリン機の延焼防止のための飛行場使用等の安全規定

- a. 飛行場は舗装路面に準拠した滑走路を草地以外に有するか、草地の場合、延焼を防止するため離着陸域を十分に刈り込み、飛行場内に刈り込み後の枯れ草等を放置しない。
- b. 有効な消火機材（消火器等）を待機場場に準備しなければならない。

IV：複数機同時飛行の安全規定

複数機の同時飛行は可能な限り回避し、同時飛行を行う場合は、空中衝突による墜落事故を想定した地上安全領域を確保しなければならない。また事前の合

意に基づく、競技中の同時飛行およびクラブ内での同時飛行時の空中衝突にともなう双方の機体物損は、第三者賠償責任保険物損の申請対象としない。

模型飛行士登録の手続き

I：新規登録申込用紙の入手、申請

日本模型航空連盟 模型飛行士登録係に連絡して所定の模型飛行士申請書兼申込用紙を入手し、必要事項を記入し申請者の署名および捺印を行い、同時に申請者は自己の使用する模型航空機の耐空性および自己の心身機能が模型航空機の操作に支障ないことを誓約する。ただし申請者が未成年の場合は保護者の承諾を必要とする。

II：登録の種類、有効期間

模型飛行士登録は1年登録とする。登録受付の日を登録日とし、有効期間は登録日から1年後の午後12時までとする。

III：登録更新の手続き

登録の更新はその有効期間が終了する約一カ月前に日本模型航空連盟 模型飛行士登録係より送付される更新申請用紙兼申込用紙に必要事項を記入、申請者の署名および捺印をして、更新の手続きを行う。前回登録の有効期間内に更新手続きを完了すれば、前回有効期間の終了日の翌日が新しい登録期間の開始日となる。

模型飛行士登録記号番号（登録番号）

模型飛行士には模型飛行士登録記号番号（NATIONAL IDENTIFICATION MARK & NUMBER）が付与され、有効期間が明記された模型飛行士登録証が送付される。登録番号の表示方はI.O.C（国際オリンピック委員会）で規定する日本国籍番号「JPN」、模型飛行士の住所の都道府県を識別する2桁の数字、模型飛行士のF.A.I識別記号「F」および登録の順に割り当てる6桁までの数字からなり、この順で配列する。模型飛行士は自己の模型航空機に登録番号を表記し飛行を行う。（F4Cスケール機、F1D室内機等は除く）（例）JPN33F123456

登録の終了・失効

I：登録は下記の場合終了する。

- a. 登録者本人が申し出たとき。
- b. 登録期間が終了したとき。
- c. 登録者が死亡したとき。

II：登録の失効

- a. 模型飛行士に付与された登録番号は、有効期間を過ぎ一定の期間（約1年）内に更新手続きを行わないとき、取り消され、その登録番号を復活し再度の登録を行う事はできない。
- b. 日本模型航空連盟会長が、安全管理上の理由等により登録の取消しを行ったとき。

登録証の提示

I：模型飛行士は、F.A.I.スポーツ規定に準拠して日本模型航空連盟の主催、公認、承認した選手権大会、競技会、記録会、飛行会等に参加するときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。

II：模型航空団体または模型航空関係機関が必要と認めるときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。

第三者賠償責任保険

I：模型飛行士は、登録日をもって、日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険に加入したものとする。

II：登録者は、その有効期間中に国内において模型航空機を取扱い、または飛行させることにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、損害の賠償に当たり、保険金の請求をすることができる。

III：第三者賠償責任保険の期間、保険金の限度額および免責額は、前項の損害が発生した時点で有効な保険契約内容によるものとする。

IV：第三者賠償責任に関わる保険金の支払請求、その他の手続き等については日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険の定めるところによる。

V：模型飛行士は、新規登録時の氏名、住所、電話番号等申請時の事項に変更があったときは、速やかに文書で通知しなければならない。

VI：模型飛行士登録証の再交付を希望する者は、その理由を付し、再交付申請料をそえて再交付申請手続きをすることができる。但し、再交付された登録証の有効期限は、原登録証の有効期限と同じとする。

VII：一旦納入された登録料および申請料等の返金はしない。

模型飛行士登録申請料金

1. 新規登録及び更新は下記の1年登録料金3,000円となります。

新規登録には2週間ほどかかる場合があります。

1年登録料	3,000円
-------	--------

2. 登録証の再発行申請手続きは氏名、住所、電話番号、JPN登録番号と再発行希望のメモ書きを同封し、下記の料金を現金書留にて日本模型航空連盟模型飛行士登録係に郵送して下さい。

再発行申請料	1,100円
--------	--------

日本模型航空連盟 模型飛行士登録係

〒105-0004

東京都港区新橋1-18-1 航空会館内
TEL 03-3591-6606 FAX 03-3502-1556

受付は月～木の10:30～16:30
(12:30～13:30・祝日は除く)



JAPAN MODEL AERONAUTIC FEDERATION